

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 意見陳述

2024年(令和6年)11月13日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人 坂田 麻智

控訴人 坂田 テレサ

大阪地裁の合憲判決には失望しました。土井裁判長は、今後の社会状況の変化によっては、将来的に違憲となる可能性があるが、直ちに違反するとは認められない、といたしました。いつかというのはいつなのか。他の裁判所で違憲判決が続いていますが、国は議論すら始めない。私たちは明日にでも事故にあって死ぬかもしれない。実際に当事者の友人たちは亡くなっているし、自死を選択せざるを得なかった友人もいます。そんな状況にも関わらず、大阪地裁は“いつか”という無責任な言葉で逃げた。私たちは、顔も実名もだし、今、私たちの話をしているのに、大阪地裁は向き合わなかった。それが日本の司法なのかと失望しました。

私たち同性愛者は異常者ではありません。精神疾患でもありません。子どもをもつこともできます。皆さんと同じように朝起き、家事に追われながらも仕事にいき、子どもの面倒をみて、疲れたなあと言いながらお互い支え合って暮らしています。生活実態は男女夫婦と何ら変わりはありません。それなのに、同性を好きになる性的指向で生まれてきただけで、愛する人と結婚ができない。出産した方にしか親権がない。相続もできない。娘は日本国籍が与えられず、漢字名の登

録もできなかつた。異性間の婚姻では当たり前には保障されている権利が、私たちには何一つない。この状況は明らかに差別です。

加えて、娘の健全な発育のためにも、私たちの関係が法的に守られ、安定的であることはとても重要です。

娘は成長するにつれ私たち家族は一般的ではないと気づく時がくるでしょう。でも、引け目を感じたり、普通じゃないと思っほしくありません。確かに自分たちは少数かもしれないけど、国が発する家族という言葉の中に、私たちのような家族も確かに含まれる、だから何も心配する必要はない、と言える社会になっていることが重要です。

しかし国は私たちを同じ人間だと思っていないのか、私たちの存在を無視し続けていて、差別的取り扱いを是正しようとしません。国勢調査で同性カップルを把握しようとするしません。この現状に私たちは心底腹が立っています。だからこそ、私たちは司法に救済を求めています。司法から明確に、今私たちが置かれている状況は憲法違反であり差別的取り扱いであることを明示してください。そして、期限をつけて国に法改正をやらせてください。そうすることで、私たちは安心してこの国で暮らすことができます。どうか、明確な違憲判決をお願いします。

以上